

令和 5 年第 2 回野辺地町議会

臨時会会議録

招 集 年 月 日 令和 5 年 5 月 1 5 日（月）

招 集 場 所 野辺地町議会会議場

開会（開議） 令和 5 年 5 月 1 5 日（月）午前 9 時 3 0 分

出席議員（12 名）

1 番	横 浜 睦 成	2 番	高 沢 陽 子
3 番	木 戸 忠 勝	4 番	村 中 玲 子
5 番	五十嵐 勝 弘	6 番	戸 澤 栄
7 番	古 林 輝 信	8 番	中 谷 謙 一
9 番	野 坂 充	10 番	大 湊 敏 行
11 番	赤 垣 義 憲	12 番	岡 山 義 廣

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町	長	野 村 秀 雄
副 町	長	江 刺 家 和 夫
教 育	長	新 渡 幹 夫
総 務 課	長	山 田 勇 一
企 画 財 政 課	長	秋 島 祐 成
防 災 管 財 課	長	西 舘 峰 夫
産 業 振 興 課	長	長 根 一 彦
税 務 課	長	高 山 幸 人
町 民 課	長	上 野 義 孝
介 護 ・ 福 祉 課	長	飯 田 貴 子

健康づくり課長	木 明 修
建設水道課長	瀧 澤 誠
会計管理者	小 野 早 苗
学校教育課長 兼学校給食共同調理場所長	富 吉 卓 弥
学校教育課指導室長	向 中 野 純 子
社会教育・スポーツ課長兼中央公民館長 兼図書館長兼歴史民俗資料館長	五 十 嵐 洋 介
総務課長補佐	田 中 利 実
総務課総括主幹	山 口 慎 史
総務課行政担当	佐 藤 祐 大

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	玉 山 順 一
議会事務局主幹	濱 中 太 一

議事日程（第 1 号）

日程第 1 仮議席の指定

日程第 2 議長の選挙

日程第 1 議席の指定

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

日程第 4 副議長の選挙

日程第 5 常任委員の選任

日程第 6 議会運営委員の選任

日程第 7 北部上北広域事務組合議会議員の選挙

日程第 8 上北地方教育・福祉事務組合議会議員の選挙

日程第 9 下北地域広域行政事務組合議会議員の選挙

追加日程第 1 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

日程第10 議案の上程

日程第11 提案理由説明

日程第12 議案審議

1、報告第 2 号 専決処分した事項の報告の件（物損事故に係る
損害賠償についての和解の件）

2、報告第 3 号 令和 5 年度野辺地町土地開発公社予算について

3、報告第 4 号 令和 5 年度一般財団法人野辺地町観光協会予算
について

4、承認第 2 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件
（野辺地町町税条例の一部を改正する条例）

5、承認第 3 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件
（野辺地町半島振興対策実施地域に係る固定資
産税の特別措置に関する条例等の一部を改正す
る条例）

6、承認第 4 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件
（野辺地町国民健康保険税条例の一部を改正す
る条例）

7、議案第25号 野辺地町監査委員の選任の件

8、議案第26号 野辺地町消防委員会委員の選任の件

日程第13 閉会

会議録署名議員の氏名

議長は会議録署名議員に次の2名を指名した

1 番	横	浜	睦	成
7 番	古	林	輝	信

町長の提出議案

報告第2号 専決処分した事項の報告の件（物損事故に係る損害賠償についての和解の件）

報告第3号 令和5年度野辺地町土地開発公社予算について

報告第4号 令和5年度一般財団法人野辺地町観光協会予算について

承認第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（野辺地町町税条例の一部を改正する条例）

承認第3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（野辺地町半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例等の一部を改正する条例）

承認第4号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（野辺地町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

議案第25号 野辺地町監査委員の選任の件

議案第26号 野辺地町消防委員会委員の選任の件

議会の提出議案 な し

◎開会及び開議の宣告

○議会事務局長（玉山順一君） 本臨時会は一般選挙後最初の議会であります。議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定により年長議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。年長の古林輝信議員、臨時議長をお願いします。

○臨時議長（古林輝信君） ただいま紹介されました古林輝信でございます。地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。よろしくお願いします。

ただいまから令和5年第2回野辺地町議会臨時会を開会いたします。

（午前 9時30分）

◎仮議席の指定

○臨時議長（古林輝信君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

◎議長の選挙

○臨時議長（古林輝信君） 日程第2、議長の選挙を行います。

〔「議長」の声あり〕

○臨時議長（古林輝信君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） ここで休憩をお願いいたします。

○臨時議長（古林輝信君） 暫時休憩いたします。

休憩（午前 9時32分）

再開（午前 9時36分）

○臨時議長（古林輝信君） 再開します。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（古林輝信君） ただいまの出席議員は12人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第30条第2項の規定により、2番、高沢陽子君、8番、中谷謙一君を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○臨時議長（古林輝信君） ご異議なしと認めます。

よって、2 番、高沢陽子君、8 番、中谷謙一君を指名します。

投票用紙を配ります。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（古林輝信君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○臨時議長（古林輝信君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（古林輝信君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1 番議員から順に投票願います。

〔投 票〕

○臨時議長（古林輝信君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○臨時議長（古林輝信君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。2 番、高沢陽子君、8 番、中谷謙一君、開票の立会いをお願いします。

〔開 票〕

○臨時議長（古林輝信君） 選挙の結果を報告します。

投票総数12票、うち有効投票12票、無効投票ゼロ票。

有効投票のうち、岡山義廣君 9 票、戸澤 栄君 3 票。

この選挙の法定得票数は 3 票です。

以上のとおりです。

したがって、岡山義廣君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（古林輝信君） ただいま議長に当選された岡山義廣君が議場におられます。会議規則第31条第2項の規定により当選の告知をします。

岡山義廣君、自席にて議長当選の承諾と挨拶をお願いします。

○議長（岡山義廣君） ただいま議長選挙当選の告知を受けたところでございますが、議長の職に就くことを承諾いたします。

去る 4 月23日に執行されました一般選挙後、初の野辺地町議会におきまして、議員の皆様方の選挙により議長の要職に就くことになりましたことは、誠に身に余る光栄でございます。私は浅学非才でありまして、その器でないことはよく承知しているところでありますが、ここに皆様方の推薦

を受けました上は、一身を挺してそのご厚志にお報いする覚悟であります。

なお、議会の運営につきましては、不偏不党、公平無私の立場を堅持いたしますことをここにお誓い申し上げる次第でございます。

何とぞ皆様方の手厚いご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

理事者各位、報道関係各位におかれましては、我々議会といたしましても町勢発展の上に立って、正しく相携えて町民の信託に応えていかなければならないと考えております。旧に倍するご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げて、就任のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○臨時議長（古林輝信君） 岡山義廣議長、議長席にお着き願います。

これをもちまして臨時議長の職務は全部終了しました。ご協力ありがとうございました。

◎議席の指定

○議長（岡山義廣君） それでは、進行させていただきます。よろしくお願いいたします。

日程第1、議席の指定を行います。

議席確認のため暫時休憩いたします。

休憩（午前 9時50分）

再開（午前 9時51分）

○議長（岡山義廣君） 再開いたします。

議席は、会議規則第3条第1項の規定によって、ただいまの着席のとおり指定します。

それでは、議席の確認をいたします。

1番、横浜睦成議員、2番、高沢陽子議員、3番、木戸忠勝議員、4番、村中玲子議員、5番、五十嵐勝弘議員、6番、戸澤 栄議員、7番、古林輝信議員、8番、中谷謙一議員、9番、野坂 充議員、10番、大湊敏行議員、11番、赤垣義憲議員、12番は岡山義廣でございます。

以上となりました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（岡山義廣君） 次に、日程第2、会議録署名議員の指名であります。会議規則第109条の規定により、1番、横浜睦成君、7番、古林輝信君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（岡山義廣君） 次に、日程第3、会期の決定ですが、本臨時会の会期は本日1日としたいと

思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日１日と決定しました。

◎副議長の選挙

○議長（岡山義廣君） 次に、日程第４、副議長の選挙を行います。

協議のため……

〔「議長」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） はい、どうぞ。

〔「休憩をお願いします」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 協議のため暫時休憩いたします。

休憩（午前 ９時５４分）

再開（午前 ９時５７分）

○議長（岡山義廣君） 再開いたします。

副議長の選挙の件について、別室にて協議いたしました。指名推選、選挙ということだったのですけれども、３名の候補者がありましたので、選挙とさせていただきます。それでは、よろしくお願いいたします。

議場の出入口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（岡山義廣君） ただいまの出席議員は１２名です。

次に、立会人を指名いたします。野辺地町議会会議規則第３０条第２項の規定により、５番、五十嵐勝弘君、９番、野坂 充君を指名いたします。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

よって、５番、五十嵐勝弘君、９番、野坂 充君を指名いたします。

それでは、投票用紙を配ります。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○議長（岡山義廣君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（岡山義廣君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

〔投票〕

○議長（岡山義廣君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。5番、五十嵐勝弘君、9番、野坂 充君、開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（岡山義廣君） 選挙の結果を報告します。

投票総数12票、うち有効投票12票、無効投票ゼロ票。

有効投票のうち、高沢陽子議員5票、中谷謙一議員4票、木戸忠勝議員3票。

この選挙の法定得票数は3票です。

以上のとおりです。

したがって、高沢陽子君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（岡山義廣君） それでは、ただいま副議長に当選されました高沢陽子君が議場におられます。会議規則第31条第2項の規定により当選の告知をします。

高沢陽子君、自席にて副議長当選の承諾と挨拶をお願いいたします。

○副議長（高沢陽子君） ただいま副議長選挙当選の告知をお受けしたところでございますが、副議長の職に就くことを承諾いたしますとともにご挨拶申し上げます。

今回図らずも議員各位のご推挙によりまして町議会副議長の栄職に就かせていただくことになり、身に余る光栄と存ずる次第でございます。私ごとき浅学非才、その器にあらざる者が果たしてその重責を全うし得るかどうか、心中ひそかに不安を感じているのでございますが、幸いにして人格識見ともに傑出した岡山議長の下、議員各位の絶大なご支援とご鞭撻を賜りまして、この職責を全うしたいとお願いいたしております。

また、理事者各位におかれましても、前副議長と同様、格別のご協力のほどお願いいたしたいと存じます。

誠に簡単ではございますが、お礼とお願いを申し上げまして就任のご挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（岡山義廣君） 暫時休憩します。

休憩（午前１０時０９分）

再開（午前１０時４４分）

○議長（岡山義廣君） 再開いたします。

◎常任委員の選任

○議長（岡山義廣君） 日程第５、常任委員の選任を議題とします。

常任委員の選任については、委員会条例第７条第１項の規定により議長が指名いたします。

常任委員の氏名については、事務局長から朗読させます。どうぞ。

○議会事務局長（玉山順一君） それでは、朗読いたします。

初めに、総務常任委員会、４番、村中玲子議員、５番、五十嵐勝弘議員、６番、戸澤 栄議員、９番、野坂 充議員、１０番、大湊敏行議員、１１番、赤垣義憲議員、以上６名です。

続きまして、建設産業保健衛生常任委員会、１番、横浜睦成議員、２番、高沢陽子議員、３番、木戸忠勝議員、７番、古林輝信議員、８番、中谷謙一議員、１２番、岡山義廣議員、以上の６名です。

○議長（岡山義廣君） お諮りいたします。

以上のとおり指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） ご異議なしと認めます。

したがって、常任委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定しました。

◎議会運営委員の選任

○議長（岡山義廣君） 続いて、日程第６、議会運営委員の選任を議題とします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第７条第１項の規定により議長が指名いたします。

議会運営委員の氏名については、事務局長から朗読させます。

○議会事務局長（玉山順一君） それでは、朗読いたします。

議会運営委員会、１番、横浜睦成議員、２番、高沢陽子議員、６番、戸澤 栄議員、７番、古林輝信議員、１０番、大湊敏行議員、１１番、赤垣義憲議員、以上６名のとおりです。

○議長（岡山義廣君） お諮りします。

以上のとおり指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） ご異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定しました。

各常任委員会及び議会運営委員会においては正副委員長が決まったので、事務局長から朗読させます。

○議会事務局長（玉山順一君） それでは、朗読します。

総務常任委員会委員長、10番、大湊敏行議員、副委員長、5番、五十嵐勝弘議員。

続きまして、建設産業保健衛生常任委員会委員長、2番、高沢陽子議員、副委員長、8番、中谷謙一議員。

続きまして、議会運営委員会委員長、6番、戸澤 栄議員、副委員長、10番、大湊敏行議員。

次に、議会運営委員会において選出しました広報委員会です。広報委員会の委員長は10番、大湊敏行議員、副委員長、11番、赤垣義憲議員、委員としましては1番、横浜睦成議員、3番、木戸忠勝議員、4番、村中玲子議員、5番、五十嵐勝弘議員。

以上となります。

◎各事務組合議会議員の選挙

○議長（岡山義廣君） 日程第7、選挙第3号から日程第9、選挙第5号まで関連する議題でありますので、会議規則第34条の規定により一括して議題としたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

よって、選挙第3号から選挙第5号まで一括して議題とすることに決定しました。

お諮りいたします。地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

選挙第3号 北部上北広域事務組合議会議員の選挙については、6番、戸澤 栄君、8番、中谷謙一君、11番、赤垣義憲君。

選挙第4号 上北地方教育・福祉事務組合議会議員の選挙については、2番、高沢陽子君。

選挙第5号 下北地域広域行政事務組合議会議員の選挙については、9番、野坂 充君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名したとおり当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

よって、各事務組合の議員は報告のとおり決定しました。

会議規則第31条第2項の規定により当選人の告知をします。

◎日程の追加について

○議長（岡山義廣君） 議会運営委員長から、会議規則第70条の規定によってお手元に配りました本会議の会議日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。この申出を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、日程に追加し、追加日程第1として議題とすることは可決されました。

◎議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（岡山義廣君） 追加日程第1、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

お諮りいたします。議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

休憩いたします。

休憩（午前10時53分）

再開（午前10時55分）

○議長（岡山義廣君） 再開します。

◎議案の上程、提案理由説明

○議長（岡山義廣君） 日程第10、議案の上程を行います。

報告第2号から報告第4号、承認第2号から承認第4号及び議案第25号から議案第26号までを一括上程します。

日程第11、町長から提案理由の説明を求めます。

はい、どうぞ。

○町長（野村秀雄君） 本日ここに、令和5年第2回町議会臨時会を招集しましたところ、ご多用中にもかかわらずご出席をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さきの野辺地町議会議員一般選挙後、初めての議会でありますので、上程されました議案の説明に先立ち、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、このたびの選挙におきまして、厳しい選挙戦を勝ち抜かれ、めでたく当選の栄に浴されました。これもひとえに、議員各位のご人望とご見識にほかならないものと深く敬意を表し、心からお喜びを申し上げます。

再選されました経験豊富な議員の皆様、そして初めて当選され、議員となられました皆様、それぞれ町民の皆様の大きな期待を担われ、選挙後初の議会に臨まれているものと存じます。

改めて申し上げるまでもなく、時代は本格的な少子高齢化と人口減少社会の到来、高度通信技術の進歩や国際化の進展、価値観の多様化など、大きなうねりの中にあり、まちづくりの視点においても大胆な変革が求められております。

そうした状況において、共に町民の代表として、ふるさと野辺地のさらなる発展と、町民の誰もが笑顔にあふれ、豊かな生活を送れる「未来につなげる幸せのまち のへじ」を目指し、取り組んでまいりたいと考えておりますので、格別のご協力・ご支援を賜りますようお願いを申し上げます。

また、先ほど行われました正・副議長の選挙におきまして、第26代議長に岡山義廣議員、第22代副議長に高沢陽子議員が選出されました。心からお祝いを申し上げ、今後ますますのご活躍を祈念いたします。

そして、各委員会の構成も整い、ここに新たな野辺地町議会がスタートすることとなります。

引き続き議会と行政が民主的運営の下、相互の立場・役割を尊重し、車の両輪のように進むべき方向を同じくして、よりよい町政の実現が図られますよう、特段のご配慮をお願い申し上げます。

それでは、本臨時会に上程されました議案につきまして、その概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

初めに、報告第2号「専決処分した事項の報告の件」についてご説明申し上げます。

専決処分いたしましたのは、「物損事故に係る損害賠償についての和解の件」であります。

令和5年4月3日、町道田狭沢タラノ木線上において、相手方車両が道路の陥没箇所を通過した際に、当該車両の左前輪タイヤとホイールを損傷したもので、町は相手方車両の所有者に対し、事故の損害賠償金として2万9,337円を支払うことで和解したものであります。

次の報告第3号及び第4号は、町が出資している法人のうち政令で定めるものについて、その予算の概要を議会にご報告するものであります。

報告第3号「令和5年度野辺地町土地開発公社予算」であります。予算の総額は、収入・支出それぞれ799万3,000円となっております。町が公社の所有用地を取得するための事業が令和4年度をもって完了したことから、町からの受託事業収入は皆減となります。

報告第4号「令和5年度一般財団法人野辺地町観光協会予算」は、一般正味財産に係る経常収益が4,164万円、経常費用が4,324万円となり、経常収益から経常経費を差し引いた不足分160万円については、期首残高から補填することとしております。

次に、「専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件」についてご説明申し上げます。

承認第2号「野辺地町町税条例の一部を改正する条例」は、地方税法等の一部を改正する法律等が令和5年3月31日に公布され、その一部については同年4月1日から施行されることとなったことに伴い、野辺地町町税条例の一部を改正する必要性が生じたものであります。

承認第3号「野辺地町半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例等の一部を改正する条例」は、離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令等が令和5年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることとなったことに伴い、野辺地町半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例ほか2つの関係条例について、一部を改正する必要性が生じたものであります。

承認第4号「野辺地町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」は、地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和5年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることとなったことに伴い、野辺地町国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたものであります。

これらはいずれも早急に措置する必要がありましたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分したものであります。

次に、議案第25号「野辺地町監査委員の選任の件」は、議員のうちから選任された監査委員、「中谷謙一」氏の任期が令和5年4月30日をもって満了いたしましたので、後任の監査委員として「大湊敏行」氏を選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により、議会のご同意を得るため提案するものであります。

議案第26号「野辺地町消防委員会委員の選任の件」は、議員のうちから選任された消防委員会委員、「杉山福行」氏、「中谷謙一」氏、「野坂 充」氏の任期が令和5年4月30日をもって満了いたしましたので、後任の消防委員会委員に「木戸忠勝」氏、「横浜睦成」氏、「五十嵐勝弘」氏を選任することについて、野辺地町消防委員会条例第5条の規定により、議会のご同意を得るため提案するものであります。

以上、ご提案いたしました案件につきまして、その概要をご説明申し上げましたが、議事の進行

に伴い、本職並びに関係職員から詳細ご説明申し上げますので、何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由といたします。よろしくお願いいたします。

◎議案審議

○議長（岡山義廣君） 日程第12、議案審議を行います。

報告第2号 専決処分した事項の報告の件（物損事故に係る損害賠償についての和解の件）を議題とします。

副町長から説明を求めます。

はい、どうぞ。

○副町長（江刺家和夫君） それでは、議案書の1ページをお願いいたします。報告第2号 専決処分した事項の報告の件についてご説明申し上げます。

2ページをお願いいたします。専決処分いたしましたのは、物損事故に係る損害賠償についての和解の件であります。和解の相手方は、_____、_____氏であります。

事故の概要であります。令和5年4月3日午後5時40分頃、野辺地町字_____におきまして、_____氏の運転する自動車が_____に走行中、道路の陥没箇所を通過する際に左前輪のタイヤとホイールを損傷したものであります。

町は、事故の損害賠償金として、損害額の7割に相当する2万9,337円を相手方車両の所有者であります_____氏に支払うこととし、町及び_____氏は本件事故に関し今後異議を申立てしないことといたしました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（岡山義廣君） 報告第2号は報告事項であります。質疑があれば許可します。

11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） この事故に関しては、現場の穴の状況は確認されたのか。当然したと思いますけれども、これと同じような、同様の穴がほかの町道にどの程度確認されているのか、十分なパトロールによって確認をしているのかどうか。また、その穴についてはこういった対策を施したのかをご説明願います。

○議長（岡山義廣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（瀧澤 誠君） お答えいたします。

1点目の穴の状況、長さがおおむね80センチ、幅がおおむね50センチ、深さが10センチから15センチ程度とっております。この穴につきましては、事故の損害が発生したという情報が入る前の日に実は修復しておきまして、深さについてはおおむねということで理解してもらえればと思います。

町道のそのほかの破損の状況というお話ですけれども、まず3月の雪解けとともに毎週のようにパトロールしておりました。気がつけばその都度修復しておるのですけれども、この事故の陥没の箇所というのはパトロールの時点では把握できていなかったというのが状況であります。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） やはりしっかりとパトロールをして、早期に発見して対応しなければ、こういう事故が起これと。一步間違えば、例えばハンドルを切り損ねて脇にある立ち木にぶつかってとか、大きな事故になりかねないことでありますので、しっかりと雪解けのパトロールを今後ともお願いしたいと思いますし、また道路の修復についてですが、例年何月頃が道路の修復をする時期なのか、ちょっと存じ上げませんけれども、秋とかになって修復をしたところで、またすぐ雪が降ってということになると、せっかく修復したところも意味がなくなると思いますので、ぜひ春にパトロールして、修復箇所あったら、もう即座にその対応をしていただくように要望して終わります。ありがとうございます。

○議長（岡山義廣君） 次に、10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 今の説明の中で、前日修復したという説明だったと思うのですが、ちょっと詳しく教えてください。

それから、パトロールで把握できなかったということなのですが、今後どのようにするのか。

それから、修復する基準となるものはあるのかどうか、説明をお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 建設水道課長、どうぞ。

○建設水道課長（瀧澤 誠君） まず、事故の状況というお話がございました。まず、事故が発生したのは4月3日でございます。4月4日に、その付近の住民の方から、道路の陥没がありますので、修復をお願いしたいということで情報が入り修復しました。その翌日、4月5日に、____氏よりタイヤ及びホイールが破損した旨の報告を町にいただいたという形になっております。

道路の破損状況の確認という話ですけれども、まず雪解けはもちろんパトロールを強化しておりました。またあわせて、郵便局さんとの連絡の体制というのも取っておりまして、郵便配達員の方から道路の破損状況と、また地域の住民の方から情報をいただければ、その都度、パトロールのほかでもいろいろな修復の箇所等を確認しながら補修していきたいと考えております。

○議長（岡山義廣君） そのほかございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 質疑がないようでありますので、報告第2号を終わります。

報告第3号 令和5年度野辺地町土地開発公社予算についてを議題とします。

防災管財課長から説明を求めます。

はい、どうぞ。

○防災管財課長（西舘峰夫君） 議案書 5 ページをお願いいたします。報告第 3 号は、令和 5 年度野辺地町土地開発公社予算についてであります。

地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、町が出資しております野辺地町土地開発公社の令和 5 年度予算を議会に報告するものであります。

別冊の予算報告書でご説明いたしますので、ご準備をお願いします。横長にとじたものになります。2 枚めくりまして、1 ページをお願いいたします。令和 5 年度の予算の総額は、収入支出それぞれ 799 万 3,000 円であります。

次に、また 2 枚めくりまして、5 ページをお願いいたします。収入になります。1 款 1 項 1 目の公有用地取得事業収入ですが、昨年度までは旧農工団地用地等の売却に係る収入がありましたが、15 年間の分割での町からの支払いが終了したことにより、今年度はゼロとなりました。

3 款繰越金は、令和 4 年度からの繰越予定額として 798 万 9,000 円を計上いたしました。

6 ページに参りまして、次に支出についてご説明いたします。1 款 1 項 1 目の一般管理費では、3 節公租公課に法人県民税の均等割として 2 万円を計上いたしました。

また、2 款の借入金償還金及び 3 款の事業外支出ですが、昨年度までは金融機関からの借入金に係る元金償還金と支払利息がありましたが、15 年間での分割の返済が終わり、今年度はゼロとなりました。

4 款の予備費には、この予算の収支均衡のために 796 万 3,000 円を計上いたしました。

次の 7 ページからは、令和 4 年度と令和 5 年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表を添付しておりますので、参考にしてください。

13 ページまで開いていただきまして、横向きに印刷されたページがあります。公有用地明細表になります。真ん中の表で説明いたします。昨年度、令和 4 年度の左側の期首のところ、土地開発公社は旧農工団地用地及び内水面振興対策事業用地 4 万 5,509 平方メートルを保有していました。この土地について、令和 4 年 7 月 25 日に町からの売買代金の支払いが完了したことにより、土地開発公社から町に所有権移転をしまして、土地 7 筆は全て町の所有となり、令和 4 年度期末残高は面積、金額ともにゼロとなっております。

町から受けていた事業は全て終了となりましたので、今年度土地開発公社を清算する事務を進める予定となっております。

説明は以上となります。

○議長（岡山義廣君） 報告第 3 号は報告事項ではありますが、質疑ありませんか。

11 番、赤垣義憲君。

○11 番（赤垣義憲君） 公社を清算するというお話を伺いましたが、支出に予備費 796 万 3,000 円が計上されておりますが、これは清算する段階でどのような扱いになるのでしょうか。

○議長（岡山義廣君） はい、どうぞ。

○防災管財課長（西舘峰夫君） お答えいたします。

予備費そのほかで800万円弱のお金がここにございます。あと、最後の表に資本金などが500万円、それぞれの銀行に預けている定期があります。こちらのほうを町に返済するというか、清算金として町に入れて終わりになると思いますので、もう一回この形から予算を変えて進めることになるかと思います。

○議長（岡山義廣君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 質疑がないようでありますので、報告第3号を終わります。

報告第4号 令和5年度一般財団法人野辺地町観光協会予算についてを議題とします。

産業振興課長から説明を求めます。

どうぞ。

○産業振興課長（長根一彦君） それでは、議案書の7ページをお願いいたします。報告第4号は、令和5年度一般財団法人野辺地町観光協会予算についてであります。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、町が出資している一般財団法人野辺地町観光協会予算についてご報告をするものであります。

お手元の報告第4号別冊予算報告書でご説明申し上げますので、準備のほどよろしく願いいたします。左上に報告第4号と書かれたものであります。1ページをお願いいたします。観光協会5年度の事業計画は、本ページに記載している1から15までの事業を主に実施することとしております。

なお、ナンバー1、のへじ春まつりの剣道大会ですが、他の大会と重なったため中止、ナンバー4ののへじ祇園まつり、8月18日金曜日ですけれども、初日の山車運行が、これまで夜間でやっていたものを昼間の運行に変更することが祇園まつり実行委員会で決定しておりますことをお知らせいたします。

次に、2ページから3ページの収支予算書についてご説明いたします。A3の縦長となっております。収支予算書につきましては、1ページ目の主なる事業等を実施するための予算となっております。予算書の説明は、主なる科目について説明させていただきます。

収支予算書左上、一般正味財産増減の部、1、経常増減の部、（1）、経常収益の事業収益642万円は、PRセンター売店のほか外販などでの販売売上げです。コロナへの対応も変わり、人の交流が増えることや、各地でイベントが開催され、町のPR外販に行く機会が増えることなどを想定し、前年度比72万円増の収益を見込んでおります。

受取補助金等2,184万6,000円は町からの補助金で、このうち550万円は祇園まつり実行委員会に

係る補助金となっております。

2つほど飛ばした雑収益69万3,350円は、受託事業に係る請負手数料が主なるものです。

1つ飛ばし、管理委託料は、町からのPRセンター一部管理運営業務に係る委託料となります。

次の受託料は、地域おこし協力隊の活動を支援、サポートする業務に係るものであります。

経常収益の計は4,164万円となっております。

続きまして、(2)、経常費用についてご説明申し上げます。事業費の総額は2,892万8,000円、給料手当505万2,000円は、売店に係る人件費や各種事業における臨時的な作業員の賃金、このほか地域おこし協力隊の報酬に係る経費も含まれております。

1つ飛ばした旅費交通費30万円は、地域おこし協力隊の活動に要する旅費、さらに1つ飛ばした消耗品費269万7,000円は、春まつり等の各種事業及び売店の運営に係る消耗品の購入費となっております。

2つ飛ばした広告宣伝費89万3,000円は、春まつりや祇園まつり等の事業に係る広告宣伝、次の段の運行費697万1,000円は祇園まつりに係るもので、各祭典部への補助金も含まれております。

次に、8つほど飛ばした、頭にPRと記載された科目は、PRセンターの一部管理に伴う経費となっております。

次の段、仕入378万2,000円は、売店会計における販売商品の仕入れに要する経費となっております。先ほど話しましたとおり、コロナへの対応が変わり、イベント等への出店が増えることから仕入れも増えております。

続きまして、3ページをお願いいたします。3ページは管理費となっております。管理費の総額1,431万2,000円、観光協会職員の給料をはじめ観光協会の管理運営に要する経費となっております。

なお、上から5つ目の減価償却費は、パソコンに係る償却期間が過ぎたためゼロ円となりました。

経常収益から経常費用を差し引いた当期経常増減額はマイナス160万円となっておりますが、このマイナスについては、2、経常外増減の部に記載しております一般正味財産期首残高、いわゆる前年度からの繰越金200万7円から本年度の経常収益に充て、一般正味財産期末残高を40万7円といたしました。

最後の段、Ⅲ、正味財産期末残高は、一般正味財産期末残高の40万7円と町からの出資金である指定正味財産期末残高300万円の合計額となる340万7円となります。

なお、4ページに各会計の内訳書を添付しておりますので、ご参考にしていただければと思います。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（岡山義廣君） 報告第4号は報告事項ではありますが、質疑ありませんか。

9番、野坂 充君。

○9番（野坂 充君） 事業計画の中のものへは祇園まつりなのですが、さっき説明あったのですが、今までやってきた夜間運行を今年は実施しないと。これは今年度だけのものなのか、また今後も夜間運行はやらないという方向転換なのかお聞きます。もう一度。

○議長（岡山義廣君） はい、どうぞ。

○産業振興課長（長根一彦君） お答えいたします。

まず、実行委員会のほうでは、今年は昼やるということで、以降については継続的にやるやらないの話は出ておりません。ですので、やってみた中で、また実行委員会で話し合われるものと認識しております。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 9番、野坂 充君。

○9番（野坂 充君） 夜間運行をやったときなのですが、夜間運行をやることは野辺地の祭りを活性化するため、どこの市町村でもやっていることだよということでやったと思うのですが、やらなくなった原因というのが野辺地西高校さんの関係があったのか、高校生が夜遅くまで出られないということで、西高校さんが出られないことを理由にして日中に移行したもののなのか、その辺実行委員会はどういう判断だったか。

○議長（岡山義廣君） はい、どうぞ。

○産業振興課長（長根一彦君） お答えいたします。

今議員からおっしゃられたようなこともあり、ただ高校生だけではなく、中学生、小学生等の夜間のことも踏まえながら、子供の安全という点もありました。

また、参加者、夜のほうが参加できるのではないかという話から夜間に移行したことも事実ですが、今この状況の中で昼間と夜間の差がどれくらいあるのかというのもありまして、今回安全を考慮した中で、まずは昼間のほうに移行してみるという話で今年昼間の運行となっております。

○議長（岡山義廣君） 9番、野坂 充君。

○9番（野坂 充君） 実はうちのほう、昨日祭典部が集まってちょっと打合せしたのですが、参加者が少ない、大人が参加できるということを前提にするのであれば、要するに初日は平日ですよ、金曜日。金曜日の日中、普通に考えれば、みんな仕事しているし、かえって人を集められないのではないかというのがうちの祭典部の大体の意見だったのですが、夜ならば参加できるよというので前に夜間運行にした経緯もあると思うのですが、その辺のところの話合いはどうだったのでしょうか。

○議長（岡山義廣君） はい、どうぞ。

○産業振興課長（長根一彦君） お答えいたします。

今議員おっしゃったとおりの話題もありました。その中で、まずそれでも昼間のほうでという祭典部の数のほうが多くて、少数のほうは残念ながら昼間のほうにということで、皆さん協力してやるという方向に決定したものであります。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 9番、野坂 充議員、同じ質問3回は過ぎていきますので、別な質問してください。

○9番（野坂 充君） 要望で。

○議長（岡山義廣君） 9番、野坂 充君。

○9番（野坂 充君） 要するに今祭りというか、町長も今年は全部普通の例年どおりにやるのだよという意見を前に話したので、この祭りに関しては、あまり今年やらないで、来年はまた夜間やるよとか、1年ごとに変わることをないようにしていただきたいなと、そういうふうな決定の仕方をしてほしいなということで、要望して終わります。

○議長（岡山義廣君） 8番、中谷謙一君。

○8番（中谷謙一君） 2ページの受託料、前年度予算より1,000万円ほど減額されている理由は何でしょうか。

○議長（岡山義廣君） はい、どうぞ。

○産業振興課長（長根一彦君） 受託料の1,000万円ほど減額している理由ということですが、昨年度観光協会、これ以外にも5つほど委託が別個ありました、カワラケツメイ関係とか、縄文くらのものを作るとか。その分が減額されているものであって、地域おこし協力隊そのものの減額とはなっておりません。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 1ページの事業計画の中のスキー場開きで、「状況により」とありますけれども、これはスキー場開き、万が一でもやる可能性もあると考えてよろしいのでしょうか。

○議長（岡山義廣君） はい、どうぞ。

○産業振興課長（長根一彦君） 今いただいた質問につきましては、少し回答を保留させていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

○議長（岡山義廣君） はい、どうぞ。

○副町長（江刺家和夫君） スキー場の再開につきましては、これまでもご説明、何とか再開していきたいという町長の意気込みもお話ししておりますが、現在様々な調査をやっている段階でありまして、まだちょっと見通しが立っていないというのが正直なところでございます。そういうことを考えると、今シーズンの再開というのは大変厳しい状況にあるという認識は持っておりますが、

まだその辺のスケジュールをお示しできる段階にはないという感じです。

○議長（岡山義廣君） 8番、中谷謙一君。

○8番（中谷謙一君） 2ページの消耗品費、春まつりなどを今回実施されたわけなのですが、その割にはこういうふうには160万円も減額、これも減額されているのですけれども、仕入れとか様々あったと思うのですが、減額した理由とかは。

○議長（岡山義廣君） はい、どうぞ。

○産業振興課長（長根一彦君） お答えいたします。

この消耗品につきましても、先ほどお話しした昨年度あった委託、それから補助金等のものがなくなったために、それに付随した消耗品も全て減額になっておりますので、そのような感じでご理解いただければと思います。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 2ページの表の中で経常収益の事業収益、これが前年度から72万円増額していると、一方で下のほうに仕入とありますが、仕入が75万2,000円増えていると。仕入が75万2,000円増えていて、事業収益が72万円にとどまるということは、ちょっと数字的にアンバランスだなという印象を受けるのですが、この要因というか、仕入れよりも仕入れに乘せて販売とかするはずですから、仕入値で売るということはまずないと思うのですけれども、この仕入れと収益のバランスについて、ちょっと説明を下さい。

○議長（岡山義廣君） はい、どうぞ。

○産業振興課長（長根一彦君） お答えいたします。

P Rセンターの売店で売るパーセンテージ、それから仕入れてからかけるパーセンテージ、そういう外販に関わるもの、観光協会が作って売るもの、それぞれパーセンテージが違いますので、仕入れと収益の差が生じているのはそういう理由であります。

○議長（岡山義廣君） そのほかございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） ないようですので、報告第4号は終わります。

次に、承認第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（野辺地町町税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

税務課長から説明を求めます。

はい、どうぞ。

○税務課長（高山幸人君） 議案書9ページをお願いします。承認第2号は、専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件であります。

10ページをお願いします。地方税法等の一部を改正する法律等が令和5年3月31日に公布され、

町税条例においても所要の改正が必要となりましたが、施行日が令和５年４月１日等と緊急を要することから、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分したものであります。

11ページをお願いします。専決処分したのは、野辺地町町税条例の一部を改正する条例であります。

それでは、改正点について新旧対照表でご説明いたします。28ページをお願いします。右側が改正前、左側が改正後となっております。第34条の９は、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の規定ですが、森林環境税の導入に伴い、関係する個人住民税の規定を改正するものであります。

ご参考までに、森林環境税は令和６年度から課税されますが、国内に住所を有する個人を納税義務者として課する国の税金、国税で、税率は年額1,000円となり、その賦課徴収は市町村が個人住民税均等割と併せて行い、都道府県を経由して税収の全額を国へ払込みするものであります。

森林環境税法の施行に伴い、個人町民税に関係する次の条文も改正されます。30ページをお願いします。30ページの第38条、その下の第41条、さらにその下の第44条、33ページをお願いします、33ページ中段の第47条、34ページをお願いします、34ページの第47条の２、35ページの第47条の６、これらも森林環境税の導入に伴う改正であります。

28ページにお戻り願います。第36条の３の２は、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書の規定ですが、改正後の第２項は法規定の新設に合わせて新設したもので、前年に提出した申告書と異動がない場合には記載の簡素化が図られます。改正後の第３項以降は、項ずれを反映したものであります。

次の条文は、施行規則様式の新設に伴い改正となります。33ページをお願いします。33ページの第46条、36ページをお願いします、36ページの第48条、37ページの第50条、これらは新たに施行規則様式が新設されることに伴う改正であります。

第82条は、軽自動車税の種別割の税率の規定ですが、特定小型原動機付自転車、いわゆる電動キックボードに関するものであります。

38ページをお願いします。38ページの第98条、39ページの101条は、いずれもたばこ税に係る規定ですが、施行規則様式の新設に伴う改正であります。

附則第８条は、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例の規定ですが、法律改正により適用期限が令和９年度まで延長されたことに伴う改正であります。

40ページをお願いします。附則第10条は、固定資産税の課税標準の特例の読替規定ですが、令和３年度改正における法附則第64条の新型コロナウイルス感染症等に係る先端設備等の特例が令和５年３月31日で終了し、法附則第46条を削る改正規定の施行に伴い改正するものであります。

附則第10条の２は、法附則第15条第２項第１号等の条例で定める割合の規定ですが、第２項は法

律で示された参酌すべき割合が改正になったことから改正するものであります。

第3項以降は、法律改正に合わせて改正するもので、項ずれを反映したものであります。

42ページをお願いします。また、改正後の第27項は、法規定の新設に合わせて新設したもので、大規模の修繕等が行われたマンションに対する税額の減額措置の特例の割合を定める規定で、法律で示された参酌すべき割合である3分の1とするものであります。

43ページをお願いします。附則第10条の3は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の規定ですが、第12項は法規定の新設に合わせて新設したもので、大規模の修繕等が行われたマンションに対する税額の減額措置を受けようとする者がすべき申告について規定したものであります。

改正後の第13項及び、44ページをお願いします、改正後の第14項は、法律改正に合わせた項ずれを反映したものであります。

附則第10条の4及び附則第10条の5は、いずれも各災害に係る固定資産税の特例の適用の申告関係の規定ですが、法律改正に合わせて改正するものであります。

附則第10条の6は、令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等の規定ですが、法規定の新設に合わせて新設したものであります。

47ページをお願いします。改正前の附則第15条の2は、軽自動車税の環境性能割の非課税の規定ですが、法律改正に合わせて新型コロナウイルス感染症対策によって15か月延長されていた消費税率引上げに伴う環境性能割の臨時的軽減措置に係る規定を削除するものであります。

改正後の附則第15条の2は、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例の規定ですが、第4項は法律改正に合わせて改正するものであります。

附則第15条の6は、軽自動車税の環境性能割の税率の特例の規定ですが、改正前の第3項は法律改正に合わせて削除するものであります。

附則第16条は、軽自動車税の種別割の税率の特例の規定ですが、法律改正に合わせて改正するもので、軽自動車税の種別割のグリーン化特例について特例の期限を3年間等と延長するほか、項ずれを反映したものであります。

51ページをお願いします。附則第16条の2は、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例の規定ですが、第1項は前条の改正に伴う規定の整備であります。

第3項は、法律改正に合わせて改正するものであります。

附則第17条の2は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例の規定ですが、長期譲渡所得のうち一定の土地等の譲渡について、課税長期譲渡所得が2,000万円以下の場合は税率4%等とされている課税の特例について、法律改正により適用期限が令和8年度まで延長されたことに伴い改正するものであります。

52ページをお願いします。附則第25条は、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例の規定ですが、規定の整備であります。

議案書24ページにお戻り願います。附則第1条で本条例の施行期日を令和5年4月1日からとしておりますが、第1号から25ページの第3号に掲げるものにつきましては、別に施行する日をそれぞれ定めております。

附則第2条は町民税に関する経過措置を、第3条は固定資産税に関する経過措置を、26ページの第4条は軽自動車税に関する経過措置をそれぞれ定めております。

説明は以上になります。ご承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 質疑ございませんか。

9番、野坂 充君。

○9番（野坂 充君） 38ページのさっき電動キックボードの話があったのですけれども、この課税の対象は野辺地にあるのでしょうか。あったら、台数を教えてください。

○議長（岡山義廣君） 課長、どうぞ。

○税務課長（高山幸人君） こちらにつきましては、今年の7月1日から施行になる予定になっておりまして、現在標識、車体につけるナンバープレートの準備等はしておりますけれども、実際何人いらっしゃるのか、町でもちょっと見かけたことはないのですが、ただ全国的な法律改正等がありましたので、それに対応するものとしております。

○議長（岡山義廣君） そのほかございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから承認第2号を採決します。

承認第2号についてご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号は承認することに決定いたしました。

承認第3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（野辺地町半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例等の一部を改正する条例）を議題とします。

税務課長から説明を求めます。

はい、どうぞ。

○税務課長（高山幸人君） 議案書55ページをお願いします。承認第3号は、専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件であります。

56ページをお願いします。離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適

用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令等の公布に伴い、適用期限の延長等を内容とする関係条例の改正が必要となりましたが、施行日が令和5年4月1日と緊急を要することから、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分したものであります。

57ページをお願いします。専決処分したのは、野辺地町半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例等の一部を改正する条例であります。

それでは、改正点について新旧対照表でご説明いたします。61ページをお願いします。第1条関係は、野辺地町半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正したものであります。第1条は目的に関する規定ですが、対象地域地区から過疎地域に係る措置の対象地区を除外するものであります。第2条は不均一課税に関する規定ですが、適用期限を2年延長するものであります。

62ページをお願いします。第2条関係は、野辺地町原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正したものであります。第2条は不均一課税に関する規定ですが、適用期限を2年延長するものであります。

64ページをお願いします。第3条関係は、野辺地町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正したものであります。第2条は課税免除に関する規定ですが、適用期限を2年延長するものであります。

59ページにお戻り願います。附則第1項で本条例の施行期日を定め、令和5年4月1日としております。

附則第2項は、改正後の野辺地町半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の経過措置を規定しております。

説明は以上になります。ご承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから承認第3号を採決します。

承認第3号についてご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） ご異議なしと認めます。

したがって、承認第3号は承認することに決定いたしました。

承認第4号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（野辺地町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

町民課長から説明を求めます。

はい、どうぞ。

○町民課長（上野義孝君） それでは、承認第４号についてご説明申し上げます。

議案書67ページをお願いいたします。承認第４号は、専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件であります。

68ページをお願いいたします。専決処分をした理由であります、地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和５年３月31日に公布されたことに伴い、野辺地町国民健康保険税条例においても所要の改正が必要となりましたが、本条例の施行日が令和５年４月１日と緊急を要することから、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることから、専決処分したものであります。

70ページから71ページにかけて改正内容を記載しておりますが、新旧対照表で改正点をご説明いたします。72ページをお願いいたします。第２条は、国民健康保険税の後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額引上げにより、第２条第３項ただし書中「20万円」を「22万円」に改めました。

第23条は、国民健康保険税の減額措置に係る軽減判定所得の基準額の見直しにより、第23条第１項中「20万円」を「22万円」に改め、73ページ上段の同項第２号中「28万5,000円」を「29万円」に改め、同項３号中「52万円」を「53万5,000円」に改めました。

第23条の２中、74ページ上段の「第24条の２」を「第24条の２第１項」に改めました。

第24条の２第２項中、「その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第３項に規定するものをいう。）」に改めました。

75ページの附則第２項中、「第23条第１項」を「第23条」に、「同項」を「同条第１項」に改めました。

75ページ中段から81ページにかけての附則第３項、第４項、第６項から第９項まで、第12項及び第13項中、「第23条第１項の」を「第23条の」に改めました。

71ページをお願いいたします。この条例は、令和５年４月１日から施行いたします。

適用でございますが、改正後の野辺地町国民健康保険税条例の規定は、令和５年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和４年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によります。

以上、承認第４号についてご説明申し上げました。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから承認第４号を採決します。

承認第４号についてご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第4号は承認することに決定いたしました。

議案第25号 野辺地町監査委員の選任の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定による除斥事件でありますので、大湊敏行君の退場を求めます。

〔10番 大湊敏行君退場〕

○議長（岡山義廣君） 町長から説明を求めます。

○町長（野村秀雄君） 議案第25号 野辺地町監査委員の選任の件。これから2議案につきましては人事案件でありますので、私からご説明を申し上げます。

議案書83ページをお願いいたします。議案第25号は、野辺地町監査委員の選任の件であります。

84ページをお願いいたします。議員のうちから選任すべき監査委員として大湊敏行氏を選任いたしたく、議会のご同意を得るものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第25号を採決します。

本件はこれに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

よって、議案第25号は同意することに決定しました。

大湊敏行君の入場を許可します。

〔10番 大湊敏行君入場〕

○議長（岡山義廣君） 大湊敏行君に、ただいまの議案第25号は同意することに決定したことをお伝えします。

議案第26号 野辺地町消防委員会委員の選任の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定による除斥事件でありますので、木戸忠勝君、横浜睦成君、五十嵐勝弘君の退場を求めます。

〔3番 木戸忠勝君、1番 横浜睦成君

5番 五十嵐勝弘君退場〕

○議長（岡山義廣君） 町長からの説明を求めます。

○町長（野村秀雄君） 議案第26号 野辺地町消防委員会委員の選任の件。

議案書87ページをお願いいたします。議案第26号は、野辺地町消防委員会委員の選任の件であります。

88ページをお願いいたします。議員のうちから選任すべき消防委員会委員として木戸忠勝氏、横浜睦成氏、五十嵐勝弘氏を選任いたしたく、議会のご同意を得るものであります。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第26号を採決します。

本件はこれに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

よって、議案第26号は同意することに決定しました。

木戸忠勝君、横浜睦成君、五十嵐勝弘君の入場を許可します。

〔3番 木戸忠勝君、1番 横浜睦成君

5番 五十嵐勝弘君入場〕

○議長（岡山義廣君） 木戸忠勝君、横浜睦成君、五十嵐勝弘君に、ただいまの議案第26号は同意することに決定したことをお伝えいたします。

◎閉会の宣告

○議長（岡山義廣君） 以上で本臨時会に付議されました議案の審議が全て終了しました。

これをもって令和5年第2回野辺地町議会臨時会を閉会します。

（午後 0時00分）